

住宅リフォーム助成事業 Q&A

《3：工事内容関連》

質問1：外構工事は対象になりますか？

答え1：住宅のリフォーム工事を対象としておりますので、外構工事（門扉、ブロック塀、車庫、倉庫・物置、ぬれ縁、ウッドデッキ、擁壁等）は対象になりません。

また、住宅と一体となっている車庫、下屋等も対象になりません。

質問2：解体工事は対象になりますか？

答え2：リフォームに係る部分であれば、助成の対象となります。解体のみは対象となりません。また廃材の運搬処分費は対象になりません。

質問3：数回に分けて工事を行うことはできますか？

答え3：同一住宅及び同一人1回限りです。（過去に同一の助成金を受けた場合も対象になりません。）

質問4：設備機器の取替えは対象になりますか？

答え4：機器本体のみの取替え又は部品の交換は対象となりませんが、工事を伴う場合であれば対象となります。

質問5：電化製品等の購入は対象になりますか？

答え5：床、壁又は天井いずれにも固定されない電化製品等の購入及び部品交換は対象になりません。

質問6：IHクッキングヒーター設置工事は対象になりますか？

答え6：電気工事が伴うものは対象です。ただし、コンセントの抜き差しで使えるような取り替えは対象外となりますので注意してください。

質問7：ガスコンロ、食器洗浄機、オーブンレンジのみの取り替えや設置は対象になりますか？

答え7：据え置きのものやビルトインも対象外です。ただし、キッチンユニットの取り替えに伴うものであれば対象となります。

質問8：ウォシュレットのみの取り替えや設置は対象になりますか？

答え8：対象外です。ただし、便器の取り替え工事と合わせて設置するものは対象となります。

質問9：テレビドアホン（家庭用防犯システム）、BS・CS等のアンテナの設置や換気扇の取替及び電力契約アンペア変更に伴う分電盤等の変更工事は対象になりますか？

答え9：内部工事又は外壁改修工事を伴っての設置工事であれば対象ですが、機器等の更新のみに該当すれば対象になりません。

質問10：トイレやキッチンなどの改修に併せ、浄化槽を設置し接続したり、下水道に接続する場合、浄化槽や下水道までの配管工事は対象になりますか？

答え10：対象になります。浄化槽の場合は便器などから浄化槽に接続するための溜枳等までが対象です。下水道の場合は、申請者が敷設する配管部分が対象です。

質問11：窓ガラス、網戸の交換や設置は対象になりますか？

答え11：建具・開口部の取替工事に併せて設置するものや、窓の断熱改修工事に伴うガラス取替は対象になります。ガラス破損や網戸のみの設置、取替は対象になりません。

住宅リフォーム助成事業 Q&A

質問12：薪ストーブは対象工事ですか？

答え12：煙突の工事等を伴えば対象となります。

質問13：畳の張替や取替は対象になりますか？

答え13：対象になります。また、フローリング床などを畳床に改修する場合なども対象になります。

質問14：新たに部屋を増築する場合は対象になりますか？

答え14：当該工事の施工面積が10m²以内の場合に限ります。

質問15：屋根の修理などは、工事前に写真を撮るのが困難ですがどうすればよいでしょうか？

答え15：屋根等ご自分で写真を撮ることができない箇所については、施工業者に工事を行う直前に撮影（写真に撮影日を入れる）してもらい完了報告時に添付してください。

質問16：工事を複数の業者に依頼した場合でも対象になりますか？

答え16：交付申請時に複数の見積書を添付していただき、合計の請負費を確定できれば可能ですが、いずれも市内施工業者であることが条件です。

質問17：シロアリ予防（駆除）のための工事を計画していますが、助成の対象になりますか？

答え17：工事を伴う場合は対象になります。たとえば、床や壁の一部を剥がして防虫剤を散布（塗布）し、床や壁を元に戻す工事があれば対象となります。単に散布（塗布）するだけの場合は対象となりません。

質問18：助成決定を受けた後に、工事の内容が変わってしまいました。

答え18：全く違う工事に変更する場合には『事業変更承認申請』の手続きを行っていただきます。ただし、工事の内容に大幅な変更がなく、工事金額に増減が発生した場合でも30万円を超えていれば、変更の申請は必要がなく『事業完了報告書』を提出する際に報告していただければ結構です。

質問19：追加工事等が発生し、工事支払い額が申請時の見積額を上回りました。助成交付額は変更できますか？

答え19：事業助成決定通知書に記載された助成決定金額が上限となり変更はできません。ただし、減額された場合には助成金額も減額させていただきます。

質問20：助成金の申請をしたところ、工事費用が30万円以上（廃材運搬処分費及び消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）であり工事内容も助成の対象になるということで、市から助成金の助成決定通知を受け取りました。ところが、工事が終わって請求書を見たら30万円を下回りました。この場合どうなりますか？

答え20：その場合は助成金を交付することができません。工事費用が30万円以上（廃材運搬処分費及び消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）であることが条件です。見積段階で30万円以上でも、実際の工事費用が30万円を下回った場合は対象にならなくなってしまいます。

質問21：助成決定を受けた後に、工事をしないことになり辞退したいのですが。

答え21：辞退される場合は、必ず市役所商工労働課(0837-52-5224)にご連絡ください。併せて『廃止承認申請書』を提出していただきます。

住宅リフォーム助成事業 Q&A

質問22：国、県、市が実施している他の補助制度との併用は可能ですか？

答え22：制度を併用して活用していただくことは可能ですが、二重に助成金をお出しすることはできません。

他の助成制度を優先に活用していただき、他の助成制度のどれにも該当しないものが当事業の対象となります。